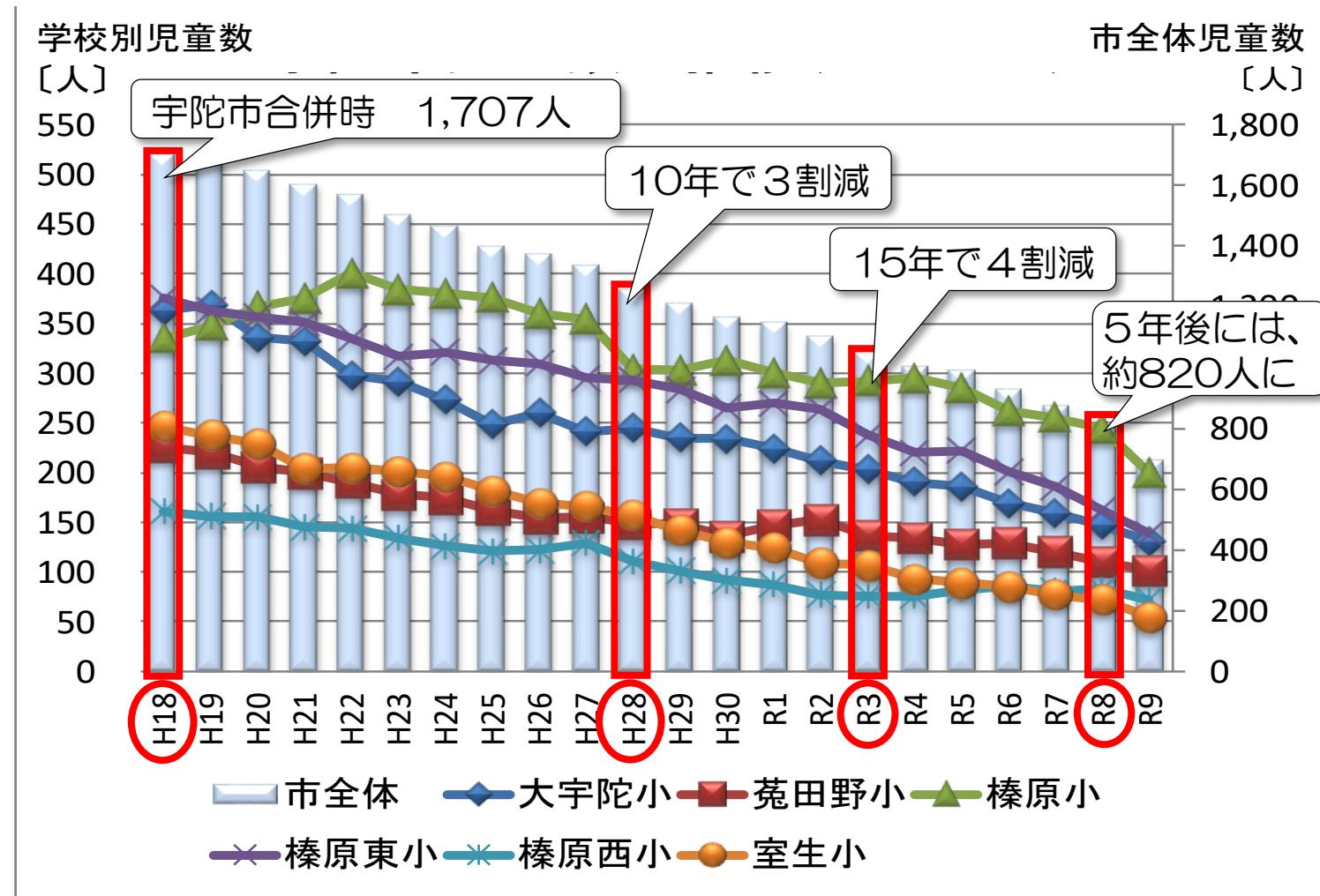


宇陀市学校適正化のこれまでの経緯について



宇陀市教育委員会事務局 教育総務課
主幹 垣内 宏志

宇陀市立小学校の児童数の推移 (H18~R9)



H20～R2 5.1現在

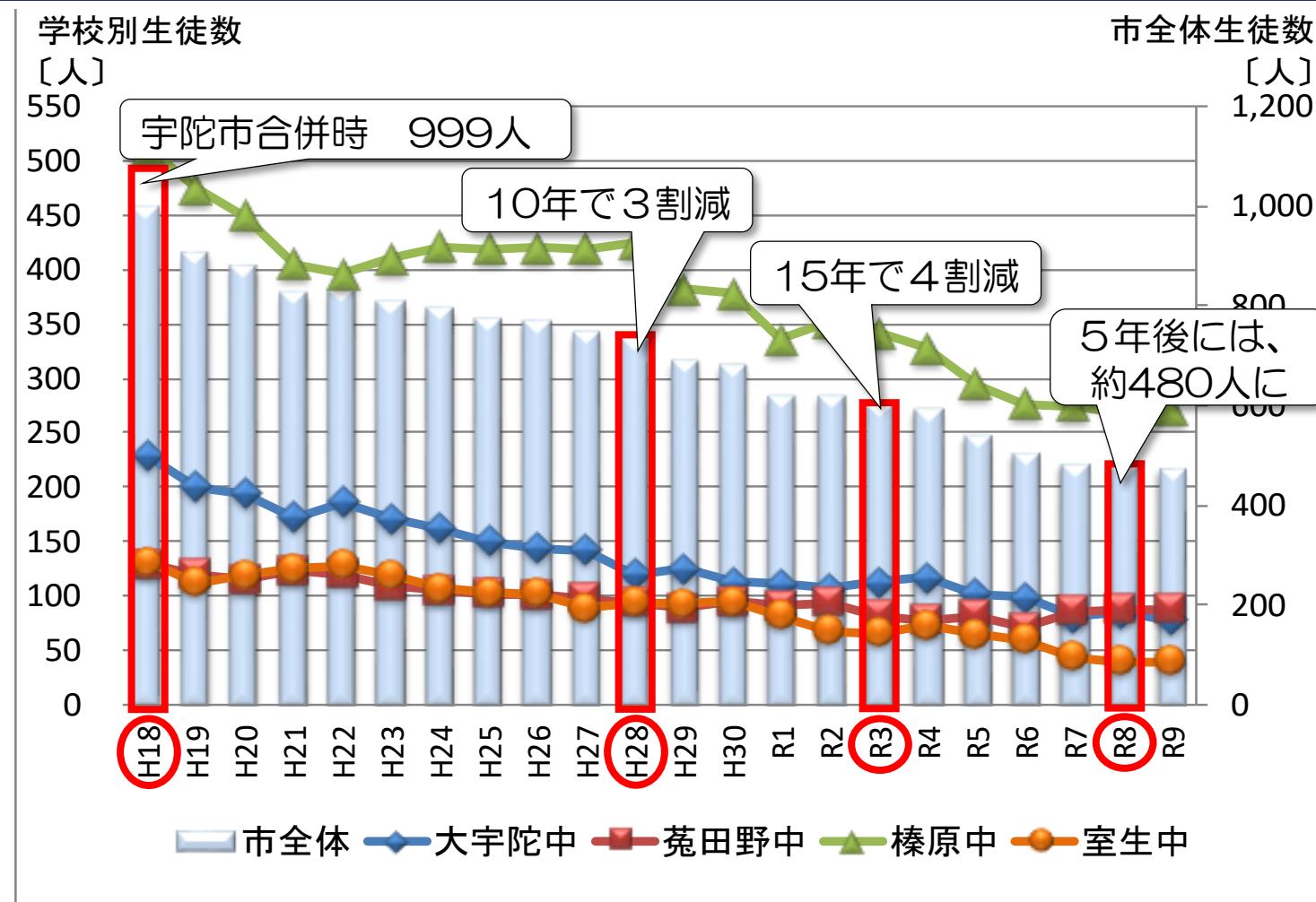
R3～R9 住民基本台帳より (H31.3 教職員課提出資料より)

※大宇陀小 H20～H21 (大宇陀小・野依小・守道小・田原小の計)

H22～H24 (大宇陀小・野依小の計)

※室生小 H20～H27 (室生西小・室生東小の計)

宇陀市立中学校の生徒数の推移 (H18~R9)



H20～R2 5.1現在

R3～R6 住民基本台帳より (H31.3 教職員課提出資料より)

※過去3年間の入学率考慮

宇陀市の児童生徒数は、合併後20年で半減

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 平成27年1月27日 文部科学省

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられる。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となる。

宇陀市の現状

- ・児童生徒数の減少
- ・1学年1学級の学校の増加
- ・令和2年度よりより榛原幼稚園・榛原西幼稚園が統合
→ 小学校で再び、2つの小学校に分かれる
- ・中学校で多様な部活動ができない
など

地域から学校がなくなると・・・

- ・地域の活力の低下
- ・過疎化の一層の進行などが懸念される

宇陀市学校規模適正化検討委員会 (教育委員会の附属機関)

【所掌事務】

教育委員会の諮問に応じ、宇陀市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置に関することについて審議し、教育委員会に答申する。

【検討委員会構成員】

(15人以内 任期は2年)

- (1)学識経験者
- (2)市立学校長及び市立幼稚園長
- (3)PTAの代表者
- (4)自治会の代表者
- (5)その他教育委員会が必要と認める者

(1) 宇陀市立小・中学校の規模の適正化に関する基本的な考え方について

宇陀市立小・中学校の規模は、子ども同士が刺激し合い、学力・体力を高め合うとともに、社会性や協調性、コミュニケーション能力を身に付けることができる環境を確保するために、各学年2～3学級を適正とする。

ただし、地域住民、特に学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の意見を踏まえ、適正な規模を維持できない小・中学校を存続させる場合には、「一人一人が行き届いたきめ細かな指導を受けることができる」という少人数指導のメリットを最大限に生かした特色のある教育を行うとともに、そのデメリットを克服するための手立てを講じること。

(2) 宇陀市立小・中学校の配置の適正化に関する基本的な考え方について

宇陀市立小・中学校の配置は、徒歩通学、バス通学にかかわらず、概ね30分程度の通学時間を適正とする。

宇陀市立小中学校の現状 令和3年5月1日現在

(1) 各学年2～3学級を維持できない小学校（児童数の少ない順）

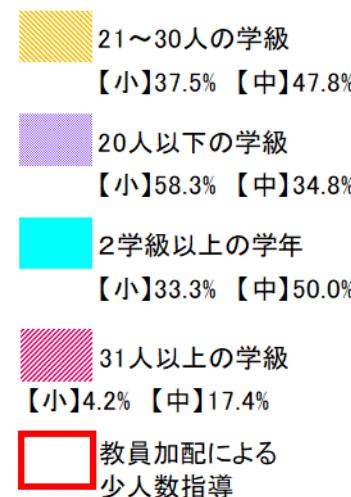
- ①榛原西小学校
- ②室生小学校
- ③菟田野小学校
- ④大宇陀小学校
- ⑤榛原東小学校

大宇陀小		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計	榛原東小		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
	児童数	25	34	23	30	24	36	22	194		児童数	32	33	43	37	37	42	24	248
標準学級数	1	1	1	1	1	1	1	4	10	標準学級数	1	1	2	2	2	2	5	15	
届出学級数	1	2	1	1	1	1	2	4	12	届出学級数	1	1	2	2	2	2	5	15	
菟田野小		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計	榛原西小		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
	児童数	18	23	30	16	23	20	12	142		児童数	17	10	12	10	9	9	8	75
標準学級数	1	1	1	1	1	1	1	4	10	標準学級数	1	1	1	1	1	1	3	9	
届出学級数	1	1	1	1	1	1	1	4	10	届出学級数	1	1	1	1	1	1	3	9	
榛原小		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計	室生小		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
	児童数	54	39	36	57	43	37	22	288		児童数	17	14	11	16	18	25	9	110
標準学級数	2	2	1	2	2	1	5	15		標準学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	
届出学級数	2	2	2	2	2	2	2	5	17	届出学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	

(2) 各学年2～3学級を維持できない中学校(生徒数の少ない順)

- ①室生中学校
- ②菟田野中学校
- ③大宇陀中学校

大宇陀中		1年	2年	3年	特支	計	榛原中		1年	2年	3年	特支	計
	生徒数	32	39	30	5	106		生徒数	110	116	101	19	346
標準学級数	1	1	1	3	6		標準学級数	3	3	3	4	13	
届出学級数	2	2	2	3	9		届出学級数	4	4	3	4	15	
菟田野中		1年	2年	3年	特支	計	室生中		1年	2年	3年	特支	計
	生徒数	33	26	26	3	88		生徒数	19	23	17	5	64
標準学級数	1	1	1	2	5		標準学級数	1	1	1	2	5	
届出学級数	1	1	1	2	5		届出学級数	1	1	1	2	5	



宇陀市立小中学校の現状

(3) 各小中学校の入学予定者数（令和3年1月現在）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
大宇陀小	27	34	29	21	18	24	16
菟田野小	16	21	21	22	23	16	10
榛原小	57	42	43	36	35	35	18
榛原東小	36	31	36	20	29	14	16
榛原西小	19	10	15	12	11	14	8
室生小	18	16	14	12	8	8	4

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
大宇陀中	31	35	22	29	21	32	25
菟田野中	37	25	29	20	38	28	22
榛原中	110	84	82	94	87	80	106
室生中	17	24	17	14	10	12	17

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、2つの学年の児童数が16（14）人（第一学年の児童を含む学級にあつては、8（6）人）を下回ると、複式学級を編成することとしている。

※（ ）は奈良県独自の基準

特に、**榛原西小学校、室生小・中学校**の入学予定者数は、令和5年度までに20人を下回ることから、**適正化の検討が急がれる**。

菟田野小学校、大宇陀小学校についても、今後、出生者数は20人前後を推移することから**適正化の検討が必要**である。

教育委員会の今後の方向性

(1) 「宇陀市立学校適正化基本方針」の策定に向けて(令和4年度)

「宇陀市学校規模適正化検討委員会答申」に基づき、

- 未来を担う子供たちに最適な教育環境を確保するための小・中学校適正化の基本方針を策定



(2) 宇陀市立学校適正化の具体的な方策について協議

「宇陀市学校適正化基本方針」に基づき、

- 適正な規模を維持することが困難な小・中学校の適正化の具体的な在り方
- 小・中学校適正化によって充実を期待する教育内容について審議



地域住民、特に保護者の意見を
十分に踏まえる

(3) 「宇陀市立学校適正化基本計画」の策定に向けて(令和5年度)

宇陀市学校適正化推進委員会

宇陀市学校適正化推進委員会

(教育委員会の附属機関)

【所掌事務】

教育委員会の諮問に応じ、宇陀市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化並びに教育内容の充実について審議し、教育委員会に答申する。

【推進委員会構成員】（20人以内 任期は2年）

- (1) 学識経験者
- (2) 市立学校長及び市立幼稚園長
- (3) P T Aの代表者
- (4) 自治会の代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

今後のスケジュール予定

(推進委員会の進捗状況によって、適宜、見直しを行う)

令和3年度

- 7月 条例改正案策定
定例教育委員会
- 8月 総合教育会議
- 9月 宇陀市学校規模適正化
検討委員会条例の一部改正
- 10~12月 宇陀市学校適正化推進委
員の選定、公募
- 1月 第1回適正化推進委員会
・委員委嘱・諮問
- 3月 第2回適正化推進委員会

令和4年度

- 年間5回の適正化推進委員会
を予定
 - 委員や地域住民の意見を集
約しながら、「宇陀市学校
適正化基本方針」の策定に
向けた審議
 - 「宇陀市学校適正化基本方
針」に基づき、適正な規模
を維持することが困難な
小・中学校の適正化の具
体的な在り方及び小・中学校
適正化によって充実を期待
する教育内容について審議

令和5年度

- 年間3回の適正化推進委員会
を予定

・答申

令和6年度

- 答申を踏まえ「宇陀市学校
適正化基本計画」を策定
- 地域・学校ごとに適正化の
ための協議会等を編成し、
基本計画に基づいて、具体
的な教育内容や適正化に關
する諸課題について協議

宇陀市学校適正化推進委員会

学校別協議会

令和7年度

- 適正化実施に向けた実務的な準備
校舎や設備などのハード面の整備及び校名、制服等の制定や教
育課程の編成などソフト面の整備など

令和8年度

- 宇陀市立学校設置条例改正

令和9年度

- 新しい学校体制の
開始

学校別協議会